

市議会令和5年第4回定例会

議案及び議案資料

議案第22号

(第6集)

柏市

目 次

議 案 第 2 2 号	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について	1
議案第22号資料	柏市手数料条例の一部を改正する条例につい て	7

柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い，本籍地以外での戸籍等に係る証明書の交付，戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料の制定を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成１２年柏市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表２の項対象事務の欄中「第１２０条第１項」の次に「，第１２０条の２第１項」を加え，「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め，同項名称の欄中「戸籍の記録事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め，同表３の項の次に次のように加える。

3の2	戸籍法第１２０条の３第２項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び６の２の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき４００円
-----	--	---------------------	-------------------------

	における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--	--

別表第1項の表5の項対象事務の欄中「第120条第1項」の次に「, 第120条の2第1項」を加え, 「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め, 同項名称の欄中「除籍の記録事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に改め, 同表6の項の次に次のように加える。

6の2	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
-----	--	---------------------	-------------------------

書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
--	--	--	--

別表第1項の表中

「

「

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

を

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付，同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付

に改

」

」

め、同表8の項名称の欄中「戸籍の届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料」を「戸籍の届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書等交付手数料」に改め、同表9の項対象事務の欄中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項名称の欄中「戸籍の届書その他の書類の閲覧手数料」を「戸籍の届書その他の書類等の閲覧手数料」に改

め、同項金額の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第22号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条第1項)					別表(第2条第1項)				
1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)で定める事務に係る手数料					1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)で定める事務に係る手数料				
項	対象事務	名称	区分	金額	項	対象事務	名称	区分	金額
1	略				1	略			
2	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定による磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	戸籍の記録事項証明書交付手数料		略	2	戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定による戸籍証明書の交付	戸籍証明書交付手数料		略
3	略				3	略			
3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の2の項において同じ。)により戸籍電子証明書提				3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の2の項において同じ。)により戸籍電子証明書提	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料		戸籍電子証明書提供用識別符号につき400円

		供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合にに限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
4 略					
5	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	除籍の記録事項証明書 交付手数料		略	
6 略					
6 の2		戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料		除籍電子証明書提供用識別符号につき700円

政の推進等に関する 法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)							
7	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に	略	その他	略	略	略	
8	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に	略	その他	略	略	略	

よる届出若しくは申請の受理書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	9 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他の市長の受理した書類を閲覧に供する事務	料	戸籍の届書 その他の書類の閲覧手数料		書類1件につき 350円		
よる届出若しくは申請の受理書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付	9 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他の市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120	手数料	戸籍の届書 その他の書類等の閲覧手数料				書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

